工事請負契約約款の削除条項

◎支給材料及び貸与品がない場合

第15条

第49条第4項

第49条第5項

第49条第8項中 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、解除が第44条又は第44条の2の規定によるときは発注者が定め、解除が第45条第1項又は前条第1項の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び

◎履行保証保険契約を締結した場合

第51条

◎受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者の場合

第52条第1項中 青森県

仲裁合意書の「管轄審査会名 青森県(中央)建設工事紛争審査会」中 青森県

◎受注者が青森県知事の許可を受けた建設業者の場合

第52条第1項中 (中央)

仲裁合意書の「管轄審査会名 青森県(中央)建設工事紛争審査会」中 (中央)

◎工事請負代金が100万円未満である場合

第34条

第35条

第36条